協議第12号

行政連絡機構の取扱いについて〈継続協議（一部）〉

行政連絡機構の取扱いについては、一部継続協議となっておりましたが、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。（―線は当初案との変更部分）

1　行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、３年を目途に見直すものとする。

ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一するものとする。

―――◇―――

協議第24号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

「議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第６条第２項、第３項、第５項及び第６項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、相模原市の議会議員の定数46人に、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数５人（城山町２人、津久井町２人、相模湖町１人）を加えた51人とする。」

なお、議員の定数等に関する検討委員会山岸委員長より、３町の議会議員の急激な減少に伴う住民不安を軽減するため、民意を反映する制度として、地域自治区等を設け、その内容の充実を図ることが同委員会において強く要請されたことが報告されました。

―――◇―――

協議第25号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

1　新市に相模原市の区域と城山町、津久井町及び相模湖町を区域とした２つの農業委員会を設置するものとする。

2　相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第８条第３項の規定を適用し、合併後１年間、引き続き新市の農業委員会委員として在任するものとする。

3　市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。

区域	委員数
相模原市	20人
城山町、津久井町及び相模湖町	14人

―――◇―――

協議第26号

まちづくりの将来ビジョン（素案）について

まちづくりの将来ビジョン（素案）については、原案どおり決定されました。ただし、財政シミュレーションについては、幹事会で再度検討することとなりました。

主な意見・質疑応答

相模原市委員　財政シミュレーションについては、魅力あるまちづくりを進めることにより歳入増が見込まれるのではないか。また、平成32年度以降も作成して欲しい。

事務局　歳入については、まちづくりにより、どのくらい増加するか試算が難しい。財政シミュレーションを長期間作成すると精度が下がる。合併後15年間は国の財政措置が行われるが最後の年度は、支援措置の影響は少ない。

小林副会長　財政シミュレーションは、平成32年度までは足りない。それ以降のものも作成して欲しい。政令指定都市のシミュレーションも必要である。特例債は１００％、75％、25％、０％というシミュレーションをしなければいけない。

事務局　合併特例債は、現段階で対象事業が決まっていないので、中間の50％とした。平成32年度以降も作成することや合併特例債の活用については、協議会で検討していただきたい。

吉田アドバイザー　財政シミュレーションは条件設定によって変わってくるものだが、事務局で作成したシミュレーションは条件を厳しくニュートラルに設定しており、１市３町の住民に対して適切な説明責任が果たせるものだと思う。今後ビジョンや行政のあり方を考えていく上で、ベースとして考えて良い推計結果が出されているので、これで十分であると思う。

―――◇―――

協議第27号

都市内分権と地域自治区等の設置について

都市内分権と地域自治区等の設置については、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

新市全体の都市内分権のあり方については、合併後５年を目途に検討するものとする。

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例に関する法律第５条の５第１項の規定に基づく地域自治区を次のとおり設置する。

1　地域自治区の設置

城山町、津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした地域自治区を設置し、名称は、それぞれ「（仮称）城山町」、「（仮称）津久井町」、「（仮称）相模湖町」とする。

2　地域自治区の設置期間

合併の期日から５年間とする。

3　地域自治区の事務所の位置、名称、所管区域等

(1)　事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区の名称	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
（仮称）城山町	それぞれの合併前の町役場の位置とする。	（仮称）城山町地域自治区事務所	それぞれの合併前の町の区域とする。
（仮称）津久井町		（仮称）津久井町地域自治区事務所	
（仮称）相模湖町		（仮称）相模湖町地域自治区事務所	

(2)　事務所の事務

ア　市長の権限に属する事務の一部を分掌する。

イ　地域協議会の庶務を処理する。

(3)　事務所の長

事務所の長は、事務吏員とする。

4　地域協議会の設置

地域の住民の意見を反映させるため、それぞれの地域自治区に地域協議会を設置し、名称は、それぞれ「（仮称）城山町地域協議会」、「（仮称）津久井町地域協議会」、「（仮称）相模湖町地域協議会」とする。

5　地域協議会の構成員

(1)　選任

地域自治区の住民から市長が選任する。選任に当たっては、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員を含める等、地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮しなければならない。

(2)　定数

30人以内とする。

(3)　任期

２年以内とする。

(4)　報酬

報酬は、支給しない。

6　地域協議会の会長及び副会長

(1)　地域協議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、構成員の互選により決定する。

(2)　市長は、会長若しくは副会長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は会長若しくは副会長に職務上の義務違反その他会長若しくは副会長たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

7　地域協議会の権限

(1)　市の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(2)　市長その他の市の機関は、地域自治区の区域に係る重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

主な意見・質疑応答

相模原市委員　新市全体の都市内分権は、いつ実施されるのか。

企画部会　行政分権と合わせた中で、市民の意見を聴きながら５年を目途に検討をする。

津久井町委員　地域協議会委員の選任のための組織には、それなりの権限と責任を与えることが大事である。

相模湖町委員　地域協議会の委員にはある程度の権限を与えるべきである。

城山町委員　合併特例法の地域自治区は合併後５年で終了となっているが、３町においては、空白期間ができないよう継続して地域自治区の設置をお願いする。

牛山アドバイザー　５年後に地域自治区を解消した後に、全市域での都市内分権を速やかに実現しなければ、行政は70万市民から遠いものとなる。さがみはら都市みらい研究所の検討等を進め、できるだけ早い段階で実現していくということだと思う。

一方、地域協議会の意見と全市的視野での政策の調整は難しいが、合併の趣旨を踏まえ、市長が協議会意見を尊重し、全市域を代表する議会での審議を経て、政策の優先順位を決めていくこととなる。そのプロセスは政治的側面もあり、難しいが、合併の趣旨を生かし、都市内分権を進める中で、地域意見を反映できるシステムの構築をはかることが求められる。

―――◇―――

協議第28号

財産の取扱いについて（財産区）

財産の取扱いについて（財産区）は、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

城山町及び津久井町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引